

(様式第2号)

監委第59号
平成20年11月20日

太田市長 清水 聖義 様
太田市議会議長 半田 栄 様
選挙管理委員会委員長 栗原 恭一 様
公平委員会委員長 横山 溥 様
固定資産評価審査委員会委員長 眞下 武久 様

太田市監査委員 桐生 博司
太田市監査委員 山田 隆史

定期監査結果報告書

(総務部・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局・公金収納推進部)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

1 監査の期間

平成20年10月27日から平成20年11月12日まで

2 監査の方法

定期監査実施にあたっては、各監査対象における平成20年度(平成20年9月30日現在)の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に実施されているか監査を実施した。

3 監査の対象

◎ 総務部

(1) 組織

本監査日現在、総務部の職員は135名(うち嘱託職員9名、臨時職員4名)であり、7課で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 市議会に関する事項
- イ 文書及び法規に関する事項
- ウ 財政に関する事項

- エ 契約及び財産に関する事項
- オ 市税の賦課に関する事項
- カ 工事、物品等の検査及び補助金等の審査に関する事項
- キ その他他の主管に属さない事項

○ 総務課

(1) 組 織

本監査日現在、総務課の職員は16名（うち臨時職員1名）であり、総務係、法制係及び総務課係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 文書の管理に関すること。
- イ 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- ウ 訴訟及び不服申立ての指導及び助言に関すること。
- エ 条例及び規則に関すること。
- オ 合併に関すること。
- カ 市の境界、町界及び町名に関すること。
- キ 市議会等との連絡に関すること。
- ク 選挙管理委員会に関すること。
- ケ 公平委員会に関すること。
- コ 固定資産評価審査委員会に関すること。
- サ 太田市行政審査に関すること。
- シ 他の部課に属さない事項に関すること。

○ 財政課

(1) 組 織

本監査日現在、財政課の職員は10名であり、財政一係及び財政二係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 財政計画に関すること。
- イ 予算編成及び執行管理に関すること。
- ウ 地方交付税に関すること。
- エ 市債及び一時借入金に関すること。
- オ 基金の繰入れに関すること。

○ 管財課

(1) 組 織

本監査日現在、管財課の職員は18名（うち嘱託職員3名）であり、管財係、庁舎管理係及び車両係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 市有財産の取得並びに普通財産の管理及び処分に関する事。
- イ 市庁舎及び構内の維持管理並びに取締りに関する事。
- ウ 基金の管理に関する事。
- エ 車両の管理等に関する事。

○ 契約課

(1) 組 織

本監査日現在、契約課の職員は14名（うち臨時職員1名）であり、購買係及び契約係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 工事等の入札及び請負契約に関する事。
- イ 測量、設計等の委託契約に関する事。
- ウ 行政経費の節減と事務の適正化に関する事。
- エ 物品の出納保管に関する事。

○ 検査課

(1) 組 織

本監査日現在、検査課の職員は7名である。

(2) 事務分掌

- ア 工事の検査に関する事。
- イ 補助事業の審査に関する事。

○ 市民税課

(1) 組 織

本監査日現在、市民税課の職員は30名（うち嘱託職員2名、臨時職員2名）であり、諸税係、市民税一係及び市民税二係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 税制事務に関する事。
- イ 個人市県民税の賦課に関する事。
- ウ 法人市民税の賦課に関する事。
- エ 軽自動車税の賦課に関する事。
- オ 国民健康保険税の賦課に関する事。
- カ 市たばこ税の賦課に関する事。
- キ 入湯税の賦課に関する事。
- ク ゴルフ場利用税交付金に関する事。
- ケ 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付に関する事。
- コ 所管に係る諸証明に関する事。

○ 資産税課

(1) 組 織

本監査日現在、資産税課の職員は33名(うち嘱託職員3名)であり、管理係、土地係、家屋係及び償却資産係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 固定資産税の賦課に関すること。
- イ 都市計画税の賦課に関すること。
- ウ 特別土地保有税の賦課に関すること。
- エ 国有資産等所在市町村交付金等に関すること。
- オ 所管に係る諸証明及び閲覧に関すること。

◎ 選挙管理委員会事務局

(1) 組 織

本監査日現在、選挙管理委員会事務局の職員は6名(うち嘱託職員1名、併任3名)である。

◎ 公平委員会事務局

(1) 組 織

本監査日現在、公平委員会事務局の職員は5名(併任)である。

◎ 固定資産評価審査委員会事務局

(1) 組 織

本監査日現在、固定資産評価審査委員会事務局の職員は5名(併任)である。

◎ 公金収納推進部

(1) 組 織

本監査日現在、公金収納推進部の職員は64名(うち嘱託職員13名、臨時職員1名)であり、1課及び2担当で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 市税の徴収に関する事項
- イ 公金滞納整理に関する事項

○ 納税課

(1) 組 織

本監査日現在、納税課の職員は37名(うち嘱託職員11名、臨時職員1名)であり、納税一係、納税二係、納税三係及びコールセンターで構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 市税の徴収に関すること。
- イ 国民健康保険税の徴収に関すること。
- ウ 滞納処分に関すること。

- エ 納税相談に関する事。
- オ 納税証明に関する事。

○ 税滞納整理担当

(1) 組 織

本監査日現在、税滞納整理担当の職員は18名（うち嘱託職員2名）である。

(2) 事務分掌

- ア 滞納市税の徴収に関する事。
- イ 滞納処分に関する事。
- ウ 納税相談に関する事。

○ 収納金滞納整理担当

(1) 組 織

本監査日現在、収納金滞納整理担当の職員は7名である。

(2) 事務分掌

- ア 滞納公金の収納に関する事。
- イ 滞納公金の債権管理に関する事。
- ウ 滞納公金の納入相談に関する事。

4. 監査の結果

(1) 執行状況

総務部、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局及び公金収納推進部における予算の執行状況及びその他財務に関する事務の執行状況は、おおむね適正なものと認められた。